（前のページより続き）
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同一三六）　一〇一
○道路に関する件
（東北地方整備局四五～五一）　一〇二
○荒川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局五七）　一〇三
○道路に関する件（同五八）　一〇三
○道路に関する件
（中部地方整備局二一）　一〇四
○道路に関する件（中国地方整備局九）　一〇四
○都市計画に関する件（同一〇～一六）　一〇四
○道路に関する件
（四国地方整備局一三）　一〇四
○道路に関する件
（九州地方整備局三六、三七）　一〇四
○道路に関する件
（沖縄総合事務局四、五）　一〇四

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇四

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十八年度平成二十八年十二月分）（財務省）　一〇五

〔公　告〕

諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　一〇七
裁判所
破産、免責、再生関係　一一三
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一一三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一三九
会社その他
会社決算公告　一四〇

省　令

○農林水産省令第十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十六条第一項第一号及び第三十七条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条（輸入の禁止）　法第三十六条第一項第一号の農林水産省令で定める地域は、次の表の上欄に掲げる物ごとに、それぞれ同表の中欄に定める地域とする。

物	地域	備考（対象とする伝染性疾病）
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域	牛疫及び口蹄疫
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス（バラン県、ムールト・エ・モゼール県及びモゼール県を除く。）、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、コスタリカ、サンタ・カタリーナ州に限る。）、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域	牛疫、口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ
豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物	アイスランド、アイルランド、イタリア（サルジニア島を除く。）、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン、アメリカ合衆国（アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る。）、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る。）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ、オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド及びバヌアツ以外の地域	豚及びいのしし以外の偶蹄類の動物に係る法第三十七条第一項第一号及び第三号に掲げる物